

第 23 回
ビジネス著作権検定
初級

正答・解説

問題 1	エ	問題 2	イ	問題 3	ア	問題 4	イ	問題 5	ウ
問題 6	エ	問題 7	ウ	問題 8	ア	問題 9	エ	問題10	ウ
問題11	ア	問題12	ウ	問題13	イ	問題14	ウ	問題15	イ
問題16	エ	問題17	ウ	問題18	ウ	問題19	ウ	問題20	イ
問題21	ア	問題22	イ	問題23	イ	問題24	エ	問題25	ア
問題26	イ	問題27	イ	問題28	ア	問題29	エ	問題30	エ

※著作権検定委員会では、試験問題の質を確保するため、平成20年6月8日実施の第13回公開試験より試験問題の事前検証を行っていますが、解説についての検証は行っていません。

(著作権検定委員による検証を経ていませんので、解説について、委員は責任を有していません。)

※解説中の「○条」は、特に断りがない限り「著作権法○条」を示します。

問題1

【正答 エ】

【解説】

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう(2条1項1号)。著作物の定義として、創作の非容易性は規定されていない。なお、「創作性」というのが著作物の要件のうち最も重要なものであるが、これは「ありふれていないこと」を意味するのであって「創作する際の容易性」とは異なる。

問題2

【正答 イ】

【解説】

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物を二次的著作物という(2条1項11号)。

ア 著作物とは思想又は感情を創作的に表現したものであるところ、電子機器を用いて自動的に翻訳したものには創作性が認められず、二次的著作物に該当しない(2条1項1号)。

イ 原作の絵本を映画化して創作した短編アニメーション映画は、二次的著作物に該当する。

ウ 元の絵を感得できない場合には、二次的著作物に該当しない。

エ 標準語の歌詞を「元の歌詞に付されていた楽曲とうまく調和するように関西弁にアレンジした」場合には、付与された創作性の程度によっては二次的著作物に該当しない場合がある。

問題3

【正答 ア】

【解説】

編集著作物とは、「編集物(データベースに該当するものを除く。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有する」ものをいう(12条1項)。

ア 新聞記事の見出しを集めて、すべてを単に発行日順に並べたリストは、素材の選択又は配列に創作性があると認められないので、編集著作物に該当しない。

イ 編集者独自の視点で分類されたグルメ本には、素材の選択や配列に創作性があり、編集著作物に該当する。

ウ 素材が著作物でないデータであっても、独自の観点で配列された顧客リストには、その素材の配列に創作性があり、その編集物は編集著作物に該当する。

エ 教授の視点で研究テーマごとに整理して配置されており、素材の配列に創作性があるので、編集著作物に該当する。

問題4

【正答 イ】

【解説】

共同著作物とは、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの」をいう(2条1項12号)。

問題5

【正答 ウ】

【解説】

- ア システム設計書は、言語の著作物や図形の著作物に該当し(10条1項1号、同6号)、プログラムの著作物ではない。
- イ プログラム言語自体は、プログラムの著作物として保護されない(10条3項1号)。
- ウ ゲームソフトにおいて、プレイヤーの操作に応じて、キャラクターの図柄の形態を変更させたり、キャラクターの図柄を移動させたりするためのプログラムは、プログラムの著作物として保護され得る(10条1項9号)。
- エ ゲームソフトのプレイ時に、画面に表示される美しいグラフィックは、映画の著作物に該当し(10条1項7号、2条3項)、プログラムの著作物ではない。

問題6

【正答 エ】

【解説】

- ア 裁判所の判決等は、著作権法の保護の対象とならない(13条3号)。また、国や地方公共団体の機関等が作成した判決等の編集物についても、著作権法の保護の対象とならない(13条4号)。
- イ 単なる事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、言語の著作物には該当せず、著作権法の保護の対象とならない(10条2項)。したがって、単なる人事異動の記事は、著作権法の保護の対象とならない。
- ウ 単なる事実であるデータそのものは、思想又は感情を表現したものではないので、著作権法の保護の対象とならない(2条1項1号)。また、3年分の都道府県別りんご生産高の数値データは、素材の選択又は配列に創作性が認められず、編集著作物にもならない。
- エ 憲法その他の法令は、著作権法の保護の対象とならないが、個人が憲法その他の法令を翻訳した場合には、保護の対象となる(13条1号、4号)。

問題7

【正答 ウ】

【解説】

- 著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有する(18条1項)。
- ア 上述のとおり、著作者は未公表の著作物を公衆に提供又は提示する権利、すなわち、未公表の著作物を公表するかどうかを決定する権利を有する。したがって、著作者は、未公表の著作物を公表しないとする決定権を有する。

- イ 上述のとおり、著作者は未公表の著作物を公衆に提供又は提示する権利を有しており、この権利には当然著作物をいつ公表するかについて決定する権限も含まれる。
- ウ 未公表の小説の著作物の原稿の譲渡により所有権は移転するものの、公表権は著作者の一身に専属し、譲渡することができないため（59条）、公表の際には、著作者の同意を得る必要がある。
- エ 当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、原著作者は公表権を有する（18条1項後段）。

問題8

【正答 ア】

【解説】

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（19条1項）。

ア 著作物を利用する者は、著作者から別段の意思表示がない限り、すでに表示されている著作者名を表示することができる（19条2項）。

イ 著作者は、変名（ペンネーム）を著作者名として表示する権利を有する（19条1項）。

ウ 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる（19条3項）。

エ 著作者が変名での氏名表示を希望している場合に、著作者の同意なく実名を表示した場合、氏名表示権の侵害となる。

問題9

【正答 エ】

【解説】

ア 複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう（2条1項15号）。この複製は既存の著作物に基づいてなされていること、すなわち、既存の著作物に依拠したものであることを要する。したがって、別々の人物が、それぞれ異なる時期に偶然に同じ著作物を創作した場合、後に創作した人は、先に創作した人の著作物に依拠して創作したわけではないので、先に創作した人の複製権の侵害とはならない。

イ 複製の元になった著作物と複製されたもの（複製物）とが完全に同一である場合だけでなく、実質的に同一である場合も、複製に該当する。

ウ プログラムやデータをインターネット上のサーバーからダウンロードしてパソコンに保存する行為は、「その他の方法により」有形的に複製する行為であるため、複製に該当する（2条1項15号）。

エ 生演奏を録音又は録画する行為は、録音又は録画により有形的に複製する行為であるため、複製に該当する（2条1項15号）。

問題 10

【正答 ウ】

【解説】

上映とは、著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含む（2条1項17号）。また、ここにいる「著作物」とは、映画の著作物に限らず、すべての著作物（ただし、公衆送信されるものを除く。）が対象となる。

ア 映写幕だけでなく、建物の壁面等の「その他の物」に映し出すことも上映に該当する。

イ 映画の著作物を映写幕その他の物に映写する場合、映画のサウンドトラック等の映画の著作物において固定されている音を再生することも上映に該当する。

ウ 上映の対象となる著作物から、「公衆送信されるもの」は除かれるため、上映に該当しない。なお、この場合は公衆伝達権が問題となり得る（23条2項）。

エ 映写幕だけでなく、パソコンのディスプレイ等の「その他の物」に映し出すことも上映に該当する。

問題 11

【正答 ア】

【解説】

公衆送信とは、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう（2条1項7号の2）。

ア 公衆のアクセスに応じて情報を送信する場合、公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信を行うことは公衆送信にあたる。したがって、配信を希望する者、すなわち、アクセスしてきた公衆に対し、その公衆に直接受信されることを目的として、台本をサーバーから送信するという本肢のような行為は公衆送信にあたり、公衆送信権の侵害となり得る。

イ 有線放送も公衆送信権の対象となる（2条1項9号の2）。

ウ 2条1項9号の5で定められている行為により情報を自動公衆送信し得るようになる行為を「送信可能化」という。そして、公衆送信にはこのような自動公衆送信の準備行為である「送信可能化」も含まれる（23条1項かつこ書き）。

「公衆の用に供されている電気通信回線」であるインターネットに接続し、ほかのコンピュータからのアクセスがあればホームページの情報を自動的に送信するホームページ用サーバーの記録領域に、著作物である漫画の電子データを記録（アップロード）する行為は、第2条1項9号の5イの送信可能化行為に該当する。したがって、本肢の行為は、まだ漫画が公衆に送信されていなくても、公衆送信権の侵害となる。

エ 公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行われる無線通信の送信、すなわち放送は、公衆送信に含まれる（2条1項8号）。したがって、テレビ・ラジオ等による著作物の放送は、公衆送信権の対象となる（23条1項）。

問題 1 2

【正答 ウ】

【解説】

- ア 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する（26条の2第1項）。よって、著作権者の承諾なしに複製して公衆に譲渡する行為は、譲渡権を侵害する。なお、漫画本をコピーする行為は複製に該当し（2条1項15号）、著作権者に無断で複製する行為は、複製権の侵害ともなる（21条）。
- イ 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する（26条の3）。したがって、著作物の原作品は、貸与権の対象とならない。
- ウ 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する（26条1項）。
- エ 譲渡権における「譲渡」は、有償であるか無償であるかを問わない。

問題 1 3

【正答 イ】

【解説】

- ア 原著作物の著作権は原著作物の著作者が有するので、二次的著作物の利用に関する原著作物の権利を譲渡する場合、二次的著作物の著作者の許諾を得る必要はない。
- イ 著作権譲渡契約においては、翻案権又は二次的著作物の利用に関する原著作物の権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される（61条2項）。したがって、契約に「著作権を譲渡する」という条項があつたとしても、「翻案権又は二次的著作物の利用に関する原著作物の権利を譲渡する」という条項がなければ、翻案権又は二次的著作物の利用に関する原著作物の権利は、当然には譲受人に移転しない。
- ウ 著作権は、一部を譲渡することができる（61条1項）。したがって、原著作物の著作権者の翻案権と二次的著作物の利用に関する原著作物の権利とは一緒でなくても、譲渡することができる。
- エ 二次的著作物の著作者は、単に原著作物を利用した二次的著作物の著作権者にすぎず、原著作物の利用について何らの権利を有しない。したがって、原著作物の利用にあたり、二次的著作物の著作者の許諾を得る必要はない。

問題 1 4

【正答 ウ】

【解説】

- ア 放送とは、公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう（2条1項8号）。
- イ 自動公衆送信とは、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう（2条1項9号の4）。学習コンテンツの送信は、受講者のリクエストに応じて自動的に行われるので、係るコンテンツの受講者への送信は自動公衆送信に該当する。

ウ 有線放送とは、公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう（2条1項9号の2）。したがって、同一の内容の送信が同時に受信されるものではないオンデマンド方式の送信は、有線放送に該当しない。

エ 有線電気通信設備で、その一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一構内にあるものによる送信は、公衆送信に該当しない（2条1項7号の2かっこ書き）。したがって、本肢では歌手のマイクの設置場所とスピーカーの設置場所がコンサート会場という同一構内にあるので、このマイクからスピーカーを通じて歌手の演奏を会場全体に流す行為は、公衆送信に該当しない。なお、係る行為は演奏にあたる（2条7項）。

問題 1 5

【正答 イ】

【解説】

公衆とは、「特定かつ多数の者を含む」（2条5項）と規定されているように、不特定人だけでなく、特定かつ多数の人々も含む。また、相手が1人であっても誰でも対象となるような行為は、不特定人に対する行為であるので、公衆に向けての行為に該当する。

ア 作品は1枚だけであるが、インターネット上のオークションという不特定多数の人に対する販売行為であるため、公衆に向けての譲渡に該当する。

イ 1回に鑑賞できるのは1人であっても不特定人、すなわち、誰でも対象となるため、公衆に向けての上映に該当する。

ウ 両親と祖父母は、特定かつ少数であるため、公衆に向けての演奏に該当しない。

エ 楽団員100人は、特定かつ多数であるため、公衆に向けての複製に該当する。

問題 1 6

【正答 エ】

【解説】

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる（35条1項）。

ア 学校その他の教育機関には、営利を目的として設置されているものは含まれない（35条1項かっこ書き）。したがって、営利を目的とする大学受験予備校が行う複製行為について、著作権の行使は制限されないので、複製権の侵害となり得る（21条）。

イ 市販の漢字ドリルを1冊そのまま複製することは、「必要と認められる限度」での複製とはいえないので、権利制限規定は適用されない（35条1項）。また、クラスの生徒全員に複製して渡すことは、著作権者の利益を不当に害するので認められない（35条1項ただし書き）。したがって、複製権の侵害となり得る。

ウ 公表された著作物は、教科用図書に掲載することができる（33条1項）。ただし、掲載する者は、その旨を著作権者に通知するだけでなく、一定の補償金を著作権者に支払わなければならない（33条2項）。

- エ 公表された著作物については、授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して、公衆送信（2条1項7号の2）を行うことができる（35条2項）。なお、「学校その他の教育機関」には、大学も含まれる（35条1項）。

問題17

【正答 ウ】

【解説】

映画の著作物に係る著作権の存続期間は、原則として公表後70年である（54条1項）。また、著作物が公表された日の属する年の翌年から起算する（57条）。よって、映画Yが公開された2007年7月15日の翌年である2008年1月1日から70年後、すなわち、2077年12月31日に、映画Yの著作物に係る著作権の存続期間は満了する。

問題18

【正答 ウ】

【解説】

- ア 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる（75条1項）。
- イ 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法959条の規定により国庫に帰属すべきこととなる時、著作権は消滅する（62条1項1号）。すなわち、相続人および特別縁故者が不存在の場合、著作権は消滅する。
- ウ 他人に著作物の利用を許諾したとしても、著作権者は著作物を利用できなくなるわけではない。
- エ 著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない（63条3項）。

問題19

【正答 ウ】

【解説】

- ア 実演家は実演家人格権として、氏名表示権、同一性保持権を有するが、公表権は有しない（89条1項）。
- イ 実演家は、実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する（90条の2第1項）。
- ウ 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする（90条の3第1項）。
- エ 実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変の場合、同一性保持権の侵害とならない（90条の3第2項）。

問題 20

【正答 イ】

【解説】

- ア レコード製作者、放送事業者、および有線放送事業者はいずれも、複製権を有する（96条、98条、100条の2）。
- イ レコード製作者、放送事業者、および有線放送事業者のいずれも、送信可能化権を有する（96条の2、99条の2、100条の4）。
- ウ 放送事業者は、再放送権および有線放送権を有する（99条1項）のに対し、有線放送事業者は、放送権および再有線放送権を有する（100条の3）。
- エ レコード製作者、放送事業者、および有線放送事業者は、氏名表示権、同一性保持権を有しない。

問題 21

【正答 ア】

【解説】

- ア 差止請求は、侵害者に故意又は過失があることは不要である（112条）。
- イ 損害賠償請求は、侵害者に故意又は過失があることが必要である（民法709条）。
- ウ 差止請求とともに、除却請求が可能である（112条2項）。
- エ 刑事罰は、侵害者に故意があることが必要である。

問題 22

【正答 イ】

【解説】

- ア 個人がその有する私生活をみだりに公開されない権利は、プライバシー権である。
- イ 本肢のとおりである。
- ウ プライバシー権について直接規定した法律はなく、判例上確立した権利である。
- エ 有名人が、その氏名・肖像・アクション等による顧客吸引力を有することにより生ずる経済的価値を排他的に支配できる権利は、パブリシティ権である。

問題 23

【正答 イ】

【解説】

- 契約は、当事者の合意により成立する。当事者の合意とは、当事者の意思表示の合致、すなわち、本問においては、AがBに「申込」をし、それに対してBが「承諾」することをいう。
- ア AからBに申込をしているが、Bからの承諾が得られていない段階なので、この時点で契約は成立しない。
 - イ AおよびBの意思表示が合致しているため、合意した時点で契約は成立する。
 - ウ 契約は当事者の合意により成立するので、口頭によっても契約は成立する。本肢では、契約書作成前に既に当事者の合意があり、その時点で契約は成立する。なお、後日、契約内容で争いが生じた場合に単なる口約束では契約内容の証明が困難になるので、その証明を容易にするために契約書が存在する。

- エ 著作権の移転の登録により、第三者に対して、著作権を譲り受けた旨を主張することができるが（第三者対抗要件、77条1号）、登録により契約が成立するわけではない。

問題24

【正答 エ】

【解説】

- ア 著作権法は、知的財産法のうち、文化的特質を重視するものの代表例である。
イ 知的財産権のうち著作権は、登録しなくても効力を生じ得る（17条2項）。
ウ 知的財産権のうち著作権は、同一の著作物を互いに知ることなく別々に創作した場合には、それぞれが別個に著作権を取得する。
エ 本肢のとおりである。

問題25

【正答 ア】

【解説】

法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする（15条1項）。

問題26

【正答 イ】

【解説】

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない（32条1項）。

問題27

【正答 イ】

【解説】

- 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする（20条1項）。
- 1 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変については、同一性保持権の侵害とはならない旨が規定されている（20条2項2号）。
 - 2 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない（59条）。
 - 3 「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」に対して、同一性保持権は及ばない（20条2項4号）。しかし、本肢のように、編集の都合で評論の一部をカットする行為は、「やむを得ないと認められる改変」には該当せず、同一性保持権の侵害となり得る（20条1項）。
 - 4 同一性保持権の対象には、題号の同一性も含まれるので、著作者の意に反する改変である場合には、同一性保持権の侵害となり得る（20条1項）。

問題 28

【正答 ア】

【解説】

原則として、著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときは、その使用する者が複製することができる（30条1項柱書き）。

- 1 飲食店の宣伝を目的とした複製であるため、私的使用のための複製に該当しない。
- 2 一般的に10人程度で一つの活動を目的として集まっている限定されたグループであれば、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」に該当し、私的使用のための複製に該当する。
- 3 個人的な使用を目的としているため、私的使用のための複製に該当する。
- 4 複製は業者によって行われており、その使用する者が複製しているわけではないので、私的使用のための複製に該当しない。

問題 29

【正答 エ】

【解説】

著作権法38条1項には、「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」と規定されている。したがって、著作権法38条1項の規定の適用を受けるためには、①公表著作物、②非営利目的、③無料、④無報酬の要件を満たす必要がある。

問題 30

【正答 エ】

【解説】

実演とは、著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう（2条1項3号）。

- 1 競技は芸術的な性質を有しないので、実演に該当しない。
- 2 「演奏」には、著作物の演奏で録音され、又は録画されたものを再生することも含まれる（2条7項）。したがって、路上ライブで演奏された音楽の録音物の再生は、演奏に該当する。
- 3 手品は芸術的な性質を有するので、実演に該当する。
- 4 音楽の演奏は実演に該当する。

